

令和2年4月
(2020年)

保護者の皆様へ

和歌山市立河北中学校
校長 戸川 定昭

合わせ危険が去るまで家庭で待機させてください。この場合も、早急にその旨を、担任に連絡してください。

- ・その他の警報については、校区の実情に応じて必要な措置を講じますが、校区内、家庭及び通学路が危険な状態でない限り、授業は平常通り行います。
- ・避難勧告、避難指示により学校が避難所となる場合は、臨時休業とします。

特別警報、暴風警報、大雨警報等の発表と学校の授業について

平素は、本校教育にご協力賜りありがとうございます。さて、**特別警報**、暴風警報及び大雨警報等が発表されたときの生徒の登下校については、次の要領で対応していただきますようお願いいたします。

但し、「和歌山市」に警報が発表された場合のみ適用となりますので、ご注意ください。

1 特別警報、暴風警報、大雨警報のいずれかが発表されているとき。

- ・警報が解除されるまで自宅で待機させて下さい。

○午前11時（授業が午前中の日は午前9時）の時点で警報が解除されない場合

- ・終日、臨時休業となります。

○午前11時までに解除された場合

- ・できるだけ早く平常授業を行いますので、安全を確かめて速やかに登校させて下さい（概ね、警報解除の1時間後に授業を開始します）。
- ・午前6時時点で上記の警報が発表されていた場合は給食はありませんので、弁当等をご用意してください。

※但し、警報が解除されても次のような場合は、登校を見合わせ、早急にこの旨を担任に連絡してください。

- ・各家庭・地区の被害状況からみて、保護者が登校困難と判断した時
- ・通学路状態からみて、保護者が危険、又は、登校困難と判断した時

2 震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・自宅で待機をしてください。

3 その他の警報（洪水警報や雷警報、波浪警報等）が発表されている場合

- ・校区内・家庭及び道路が危険な状態でない限り平常通り授業を行います。但し、洪水等により通学路が冠水していて危険であると判断される場合は、登校を見

4 特別措置がとられた場合

- ・1から3以外に、ラジオ・テレビにより、和歌山市内中学校に対して特別措置が報道されたときや和歌山市教育委員会から特別措置がとられた場合はその指示に従って下さい。

5 在校時に警報が発表された場合

- ・在校中に「暴風警報」又は「大雨警報」が発表された時、又は、震度5弱以上の地震が発生した時は、通学路の安全を確認の上、すみやかに下校させます。
- ・帰宅させることでより危険が増す場合は、下校させないで危険がなくなるまで学校待機とします。また、在校中に「特別警報」が発表された場合も、原則として学校待機とします。

※下校後は、自宅で待機し、ニュース等に十分注意し、外出して事故に遭うことのないよう、ご家庭でも十分にご配慮をお願いいたします。

6 その他

- ・警報が発表されていない場合でも、地域的に危険が予想される時は、保護者の判断で登校を見合わせてください。この場合も、早急にその旨を、担任に連絡してください。

※関係機関との連絡が多くなりますので、学校への電話はお控えいただきますようご協力をお願いします。本事項を参照に、ご家庭での判断をお願いいたします。

7 登校時に地震が起こった場合の対応について

- ①動けなければ、姿勢を下げ、頭を守る。動けるならば、落ち着いて、身近な安全な場所へ。（電柱、壁、橋等危険と思われる場所から離れる。）
- ②家等の屋根からの落下物に注意をする。（カバンなどで頭を隠す。）
落下物例（コンクリートの塊、看板、壁のタイル、屋上のエアコンの機械等）
- ③自転車を降りて安全と思われる場所に避難する。
- ④地震後は、安全な場所に避難し、火災地点等に近づかない。ガラス片などに注意して歩く。

★「このお知らせは、ご家庭に掲示していただきますようお願いいたします。」